

鳥取県告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	平成20年5月31日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	〃
おしどり調剤薬局	日野郡日野町野田319-5	平成20年6月30日
なかの薬局末恒店	鳥取市美萩野一丁目118	平成20年8月3日